

学校緊急事案対応について

1 Jアラートによる警報システム発令時の対応

- (1)児童生徒が屋外にいる場合、できるだけ早く校舎内に移動させる。
- (2)児童生徒が屋内にいる場合、または屋内に移動させた後、爆風による被害が予想されるため、窓から離れさせる。
- (3)Jアラート発令後、行政からの情報に注意し避難行動等をとる。
- (4)保護者への連絡等、「学校における地震・風水害対応マニュアル」に定められた警報発令時の対応に準ずる。

2 座間市の児童生徒を標的とする脅迫メールが投稿された際の対応

標記メールが確認された際は、座間警察署、座間市役所くらし安全部との連携のもと、座間市教育委員会教育指導課が脅迫メールの信ぴょう性等を判断する。

危険性が高いと判断された場合、「学校における地震・風水害対応マニュアル」に即した対応を行う。

信ぴょう性が薄い、危険性が低いと判断された場合、次の(1)から(4)の対応を実施するか否かについて、教育委員会が判断し、教育指導課から各校長に示す。

- (1)児童生徒に対して、複数で登下校、不審者に遭った際の対応、警察への通報等、安全指導を行う。
- (2)保護者連絡システムでメッセージを配信し、保護者に注意喚起を促す。(ただし、配信する内容は、不安を扇動することのないよう脅迫メール原文を直接表現しない。)

原案例

「座間市の児童生徒を標的とする脅迫メールが投稿されました。市ではすでに警察と連携し対応しており、信ぴょう性は低いと判断しています。学校では念のため登下校等安全指導を行います。ご家庭でもご留意ください。」

- (3)教職員は(可能な範囲で)登下校の見守り活動等、安全指導を行う。
(なお、見守る範囲、ポイント等は学校が事前に定めておき、期限については教育指導課と協議する)
- (4)PTA本部、青少年健全育成連絡協議会等、関係団体に情報提供し、可能な範囲での安全指導への協力を要請する。

※ 第三者により特定の個人、学校が標的とされた場合は、被害届提出等、即時警察対応

